

どのように意見を述べるか、特定の記載形式はありません。ここでは一般的な例を紹介します。

【書類名】 意見書
（【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】
【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】 □□ □□ 株式会社
【代表者】 意匠 創作
【発送番号】 1 2 3 4 5 6
【意見の内容】

最初に、審査官からどのような拒絶理由通知を受けているのか、簡単に整理して書き出します。

次に、審査官が指摘する拒絶理由に対して、具体的な理由と共に、反駁します。

審査官は「本願出願以前に頒布されたハンカチの意匠に類似する」と判断されましたが、当該物品分野において最も注意を引く部分である中央に配された擬人化されたキャラクターの形状において、鼻や口の形状に相当の差異があります。このようなキャラクターにおいては、鼻や口などの形状は擬人化された表情の差異として観者に極めて異なる印象を与える要素であり、本願に表された丸状の鼻とは、全く異なる印象を与えるものです。

また、本願の意匠にはキャラクターの周りに円形の縁取りが施されており、引例に対して、より引き締まった印象を与えています。これらの相違から、両意匠は誰が見ても全く異なった印象を与えるものであり、両意匠が類似するものではないので、本願意匠は意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠に該当する意匠ではありません。

最後に、審査官の拒絶理由が全て解消していることをまとめとして書きます。